

【第1 目的】

道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図るため、対策に関する基本的事項等を規定

【第2 定義】

- 1 新型コロナウイルス感染症：特措法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症
- 2 新型コロナウイルス感染症対策：特措法に基づく北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の設置期間における道の対策

【第3 対策に関する基本的事項】

1 総合的な対策の実施

- (1) 感染症法及び特措法等関係法令、道の行動計画、対処方針に基づき、対策を総合的かつ効果的に実施
- (2) 社会経済に及ぼす影響を十分考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施

2 市町村等関係者との連携

- (1) 国、都府県、市町村、関係機関・団体、道民等と連携・協力
- (2) 住民に最も身近な行政機関である市町村と情報共有、相互に連携した対策の実施

3 道民及び事業者の理解・協力

- (1) 道民・事業者に対し、正しい知識等について適時・適切に情報発信
- (2) 「北海道スタイル」の浸透・定着に向けた普及啓発等の実施
- (3) 北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリの活用促進

4 感染者情報の公表

- (1) 感染者情報の公表は、国の公表基準を踏まえ、別に定める基準に基づき適切に実施
- (2) 公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮

5 人権侵害の防止

感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、人権侵害を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な対策を実施

【第4 対策の立案及び決定等に関する事項】

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

対策の総合調整及び重要事項の決定は、対策本部で実施

2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 感染状況等に応じた対策を的確に講ずるため、警戒ステージを設定
- (2) 運用に当たっては、全道域の取組を基本に、必要に応じて特定地域・業態を対象とするなど柔軟に対応
- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施し、その制限は最小限
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう実効性の確保に努めること

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 対策の立案等に当たり、必要な意見を聴取するため、幅広い分野の有識者で構成する有識者会議を設置
- (2) 有識者会議の組織及び運営に関して必要な事項は別定

4 外部意見等の聴取

- (1) 対策の立案等に当たり、必要に応じ有識者会議や専門会議の意見や見解を聴取
- (2) 警戒ステージの移行や特措法第24条第9項等に基づく措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取、市町村や関係団体等へ情報提供

【第5 その他】

要綱に規定するもののほか、必要な事項は別定